

住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書 記載要領

一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事の完了した年の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅は翌年度から2年間に限り、固定資産税額（一戸あたり120㎡相当分まで）が2分の1（改修工事を行い長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）減額されます。

※住宅のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事に伴う減額措置との同時適用はできません。

1 減額の対象となる住宅の要件

- 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
- 平成18年1月1日から令和6年3月31日（通行障害既存耐震不適格建築物は令和5年3月31日）までの間に、補助金を除く自己負担額が50万円超の耐震改修工事が行われたもの
- 「一定の耐震改修工事」とは下記のとおりです。
 - (1) 性能等の要件
 - (a) 現行の耐震基準に適合した住宅であること
(地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準)

地方公共団体が発行した住宅耐震改修証明書、又は建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関若しくは住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した増改築等工事証明書が必要です。

2 通行障害既存耐震不適格建築物の減額期間

通行障害既存耐震不適格建築物に該当する住宅は、改修工事を完了した翌年度から2年間減額されます。通行障害既存耐震不適格建築物と定められた住宅であって、耐震改修工事により長期優良住宅に認定された場合は、工事完了した年の翌年度に固定資産税額の3分の2が、2年度目は2分の1が減額されます。

通行障害既存耐震不適格建築物…

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして建築物の耐震改修の促進に関する法律及び同法施行令で定める建築物

3 申請書記載要領

- 申請者（納税義務者）の欄には、減額措置の適用を受ける家屋にかかる納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号、個人番号を記入し押印してください。
- 所在地、家屋番号、建築年、種類、構造、延床面積、改修工事完了年月日、長期優良住宅認定の有無、改修工事費をそれぞれ記入してください。

4 提出書類（改修工事後3ヶ月以内に必要書類を添付のうえ、申告書を提出してください。）

- (1) 住宅耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- (2) 領収書（改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）
- (3) 検査機関等が発行した証明書
 - 「三田市わが家の耐震改修促進事業」の場合、住宅耐震改修証明書
発行主体：三田市 担当：審査指導課 TEL 079-559-5119（直通）
 - 上記事業を利用していない場合、増改築等工事証明書
 - (a) 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士
 - (b) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
 - (c) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
 - (d) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人
- (4) 改修工事により長期優良住宅の認定を受けた場合は、長期優良住宅の認定通知書の写し
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し)

5 問い合わせ先

三田市 経営管理部 歳入推進室 税務課 資産税係
TEL 079-559-5055（直通） FAX 079-563-5697